

環境家計簿を始めませんか

環境家計簿とは家庭で使用した電気やガスなどの使用量から温室効果ガスを算出して記録するものです。環境家計簿を継続して記入することで、あなたの省エネ行動により削減できた温室効果ガスとエネルギー使用にかかる費用も確認できます。

市では環境家計簿を提出していただける方を募集しています。提出していただいた方は希望により環境カウンセラーによる環境家計簿診断を無料で受けることができます。

■提出内容

領収書などを参考に平成29年度以降の12か月分のエネルギー使用量、費用、温室効果ガス排出量を環境家計簿に記入して環境課へ提出してください。提出していただいた方には抽選で道の駅しもつけ商品券（1千円分）を進呈します。また、環境カウンセラーによる診断を受けていただいた方には粗品を進呈します。

■受付期間

5月1日(火)
～平成31年2月28日(木)



■対象者

市内在住の方
(1世帯につき1回まで)

■提出方法

環境家計簿をエネルギー別に12か月分記入して、環境課窓口にお持ちいただくか、電子メールで提出してください。メールは件名に「環境家計簿事業参加希望」と記入してください。環境家計簿記入用紙は環境課窓口や市ホームページで配布しています。

■メールアドレス

☐kankyoun@city.shimotsu.ke.g.jp

不法投棄は犯罪です！

最近、まちの中や山林、河川などへの不法投棄が目につきます。

市では、これらの不法投棄対策のためパトロール、看板の設置、排出者を特定するための調査などを行っており、悪質なものは警察と連携して処置をとっています。

また、土地の所有者（管理者）の方は、不法投棄されないうような、適切な管理を心がける必要があります。不法投棄は重大な犯罪であり、法律で禁止されていますが、投棄した者が見つからなければ、その土地の所有者（管理者）の責任によって自ら処分しなければなりません。日頃からごみを捨てられない環境づくりに努めましょう。



不要品リサイクルとは

ごみの減量化を推進するため、不要品リサイクル事業を行っています。市民の皆さまから受け付けたリサイクル可能な不用品の情報を管理し、リサイクル品の譲り受けを希望する方にその情報を提供する制度です。「譲ってほしい」「譲りたい」品物が一致した場合、相手方の氏名、連絡先等について、環境課からお知らせしますので、その後はご本人同士でお話し合いの上、譲り渡しをしてください。

■注意事項

- 皆さまのご厚意により成立している制度ですので、無償での譲り渡しをお願いします。
- 「譲りたい」に登録いただいた品物は各自で保管してください。
- 動物や植物、食品はお受けできません。

不用品リサイクル情報

市では、リサイクル社会の構築とごみ減量化のため、不用品リサイクルの情報を提供しています。

あなたの「譲ります」「譲ってほしい」情報をお受けしていますので、希望される方は環境課までご連絡ください。

〈譲りたい〉

ひな人形・システムベッド・ふとん・32型ブラウン管テレビ（デジタルチューナー付き）・2ドア冷蔵庫（110cm程）・尿とりパッド・カラークロス・緑小体育着・フランス人形

〈譲ってほしい〉

子ども用自転車（14・24インチ）・サイクロン掃除機・石油ファンヒーター・デジタルカメラ・南河内第2中学校女子制服・女児服・男児服・国分寺中男子制服、体育着160・165cm・自転車・薬師寺（薬師寺第二）幼稚園制服、運動着、かばん、帽子・チャイルドシート・高校用教科書教材（学校・学年・教科問わず）・スキー板、ブーツ・南河内中スクールセーター